

長下総第1560号
令和8年3月24日

(案)

長浜市下水道事業審議会
会長 横山 幸司 様

長浜市長 浅見 宣義

下水道事業の広域化について(諮問)

このことについて、長浜市下水道事業審議会規則第2条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

記

【諮問理由】

本市の下水道事業につきましては、令和6年に策定した「第2次長浜市下水道ビジョン」に基づき、老朽化した農業集落排水処理施設について、公共下水道への接続または施設統合を進めることにより、汚水処理及び経営基盤の強化を図っているところであります。

しかしながら、現行の下水道ビジョンにおいては、農業集落排水処理施設の公共下水道への接続を「広域化」と位置付けていますが、国においては、「複数自治体による事業運営の一体化」を推進しており、今後の下水道経営の在り方として、より広域的かつ経営的視点に立った連携が求められています。このため、現行の下水道ビジョンでは、国の政策動向との整合性を欠く状況となっております。

また、農業集落排水事業への地方公営企業法適用については、現行の下水道ビジョンでは農業集落排水処理施設の再編後の適用を想定していますが、近隣自治体においては、既に地方公営企業法を適用し、経営の透明化及び効率化を図っており、今後、複数自治体による事業統合を視野に入れる場合、会計制度・経営手法の統一が前提となることから、本市においても早期に地方公営企業法を適用する必要があると考えています。

つきましては、以下の点について貴審議会のご意見を賜りたく、諮問いたします。

1. 国の広域化・共同化の方針を踏まえた「広域化」の定義について
2. 農業集落排水事業への地方公営企業法の早期適用について